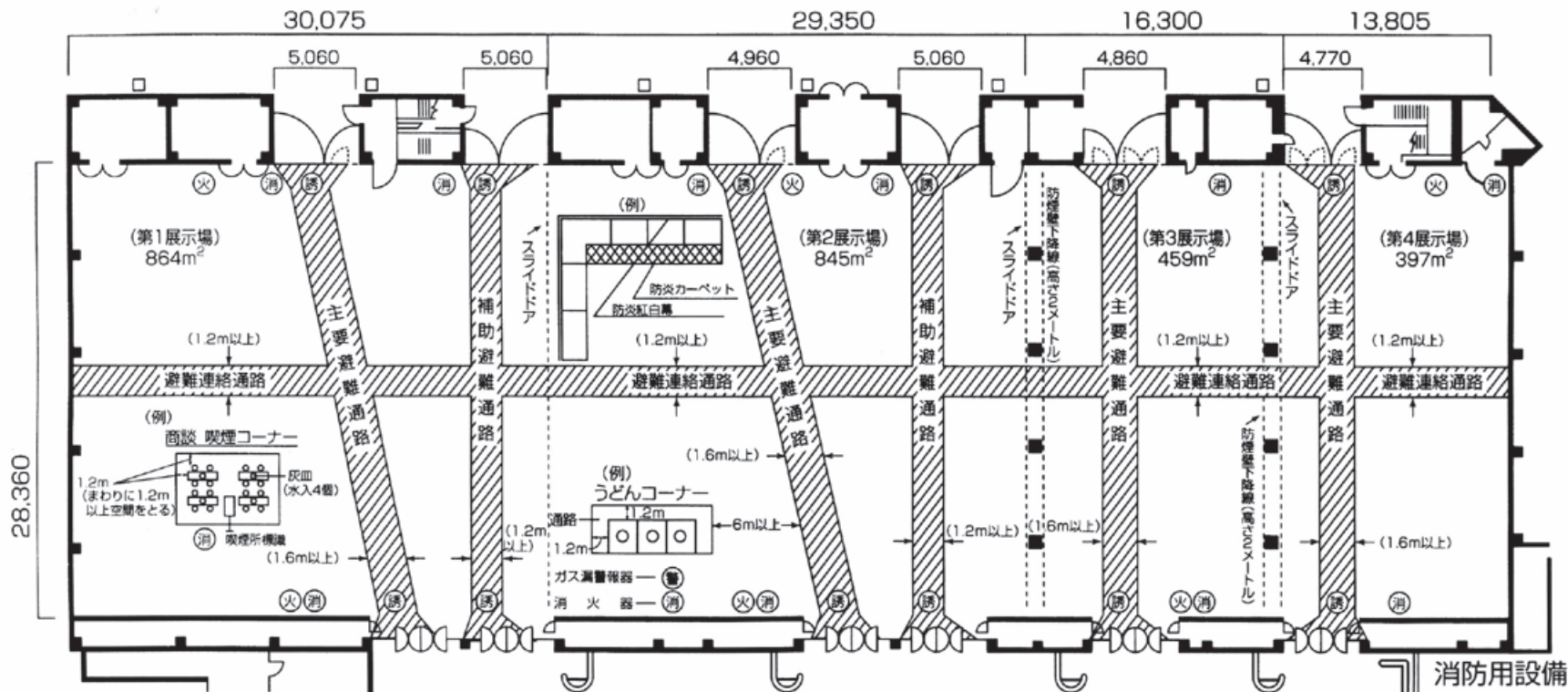


西展示館 消防設備配置図



西展示館における避難通路等の設置基準

1. 四つの展示場を個々に利用する場合は、上図のとおり、主要避難通路等を設けてください。
2. 二又は三つの展示場を同時に利用する場合は、展示場の区分ごとに、主要避難通路（南北に幅 1.6 m 以上。以下同じ。）及び避難連絡通路（東西に幅 1.2 m 以上。以下同じ）を、各 1 か所以上設けてください。
3. 全展示場を同時に利用する場合は、主要避難通路を、3 か所以上、及び避難連絡通路を、1 か所以上設けてください。
4. 主要及び補助避難通路は、直線路としてください。なお、レイアウトの都合により若干迂回させる場合は、必ず誘導灯（非常口）が見えるようにしてください。
5. 既設のすべての非常口及び他の消防設備等は、非常の際、直ちに、利用できるようなしてください。

消防用設備

(1) 凡例

消	消火器
火	自動火災報知器
誘	誘導燈 非常口

(2) 消防用設備等の周囲は空地 (1.0m 以上) を確保し、必ず通路に結び、常時使用可能な状態にしてください。